

【ナレッジ紹介 4】

| | |
|-----|---|
| 難易度 | 高 |
|-----|---|

預金拘束

金融機関が預金の支払を拒絶する「預金拘束」については、伊藤眞教授の論考¹や金融検査における指摘などにより過去数年にわたって注目が集まったこともあり、簡単に整理したいと思います。

○金融機関の預金払戻義務

・預金種類別の整理

✓担保設定（≒質権設定）している預金

金融機関に、預金の払戻請求に応じる義務はありません。

✓定期預金

金融機関に期限の利益があり、支払拒絶は債務不履行ではないと解されます²。

✓要求払い預金（普通預金や当座預金など）には注意すべき

金融機関が預金の支払を拒めば、債務不履行となる可能性があります。

・「期限の利益」がポイント

図表1のBは、たとえば、金融機関が、相殺や期限の利益請求喪失を自制しつつ事業再生を支援する状況であり、かりに金融機関が預金の払い戻しを求められても、適法に「期限の利益喪失→相殺」の手続きができると思われれます。

ただし、期限の利益喪失前は預金拘束が許されないとした判例がある一方で³、実質債務超過の債務者が約束した再建計画を提出せずに返済資金を流用しようとした場合には、期限の利益喪失前も預金拘束が許されるとした判例もあることから⁴、明確な基準は確立されていないことに留意すべきです。

¹ 「危機時期における預金拘束の適法性」伊藤眞（金融法務事情 1835号・2008年）

² 東京地裁 2008.6.27

³ 広島高裁 2010.3.26

⁴ 東京高裁 2012.4.26 など

【図表 1 預金拘束の適法性のイメージ】

| | 状況 | 適法性 |
|---|----------------------------|------------------|
| A | 期限の利益喪失事由の該当前 | △～× |
| B | 期限の利益喪失事由に該当(ただし喪失前) | ○～△ |
| C | 期限の利益請求喪失 ⁱ の後 | ○ |
| D | 期限の利益当然喪失 ⁱⁱ の後 | ○ ⁱⁱⁱ |

i.一部の延滞、担保目的物への差押・競売、**債権保全を必要とする相当の事由**など

ii.倒産手続の開始申立、支払停止、手形交換所の取引停止処分、預金への(仮)差押など

iii.少額の租税延納による差押えは、その後の取り下げ時に、時点を遡って期限の利益は喪失しないこととなるため、預金拘束の適法性が問題となる可能性あり

・「債権保全を必要とする相当の事由」もポイント

銀行取引約定書における「債権保全を必要とする相当の事由（以下、「相当の事由」）」への抵触有無は、期限の利益喪失事由への判断を通じて、預金拘束の適法性に影響してきます。

そして「相当の事由」とは、一般に、深刻な不祥事、大口販売先の倒産、主力工場の罹災、多額の赤字会社との合併などと解されており、また、次の判例でも該当するとされました。

- ✓専務取締役が、債権者集会の4日前に、弁護士作成の「債権者集会開催のお知らせ」を銀行に手渡し、支払が困難になったかのような表現をした事例⁵。
- ✓純資産3,000万円弱の債務者が、1億2千万円超の貸付先の倒産によって実質債務超過となり、また貸付先企業は債務者に対し20%出資していた事例⁶。
- ✓木村建設の耐震偽装工事報道で、信用不安、および銀行への報告義務違反にあたりとされた事例⁷。

「相当の事由」の解釈は難しく、係争になりやすいため、実務的には、その利用は最後の手段と意識するべきで、実際に「相当の事由」以外に具体的な必要性を要するとした判例⁸もあるので、注意してください。

なお裁判では、預金拘束の適法性について、拘束の打開に向けた具体的な努力や、拘束期間が短期間といった、個別事情を考慮しているケースがあります。

⁵ 仙台高裁 1992.9.30

⁶ 東京高裁 2009.4.23

⁷ 東京地裁 2007.3.29

⁸ 岡山地裁 2011.4.27

そして、この分野の適法性の判断は、まだ確立されているとはいえない状況であることも踏まえれば、要するに、実務で強く意識されている「信頼関係」を担保するような個別対応の積み重ねも1つのポイントといえるでしょう。

○金融機関における預金拘束の現状（金融機関へのアンケート⁹）

・期限の利益請求喪失事由に抵触する前の預金拘束は少ない

期限の利益喪失前の預金拘束が過半（図表2のa・b）を占めるものの、期限の利益喪失事由に該当しない段階（図表2のa）での拘束は、やはり少数にとどまっています。

【図表2 普通預金拘束への対応時期】

| | 項目 | 実施率 |
|---|-----------------------------|-----|
| a | 期限の利益喪失事由に該当しない | 8% |
| b | 期限の利益喪失事由に該当するが、期限の利益請求喪失の前 | 50% |
| c | 期限の利益請求喪失後(相殺の意思表示前) | 29% |
| d | 期限の利益当然喪失後(相殺の意思表示前) | 3% |
| e | a～dのすべてで、預金拘束の経験がない | 9% |

「どの時点で預金拘束をしたことがあるか」への回答。たとえばbは、c・dの経験もあるという意味。

・手形と小切手の提示は、約2／3の金融機関が不渡り対応

期限の利益喪失後では、66%の金融機関が不渡りとしています。

【図表3 期限の利益喪失後の、拘束した当座預金への手形・小切手の提示】

| 項目 | 比率 |
|------------------------------|-----|
| 不渡りにする | 66% |
| 手形・小切手分のみ払い戻しを許容 | 17% |
| 未提示の手形・小切手がある場合には、当座預金を拘束しない | 4% |

以上

⁹ 「アンケート結果の分析と規定化のポイント」銀行法務 21 No.755